

事例2-②	
件名	訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出
改善の方向	厚生労働省は、訪問介護事業を含む指定居宅サービス事業における従業者の員数の変更に伴う運営規程の届出について、関係法令等の解釈を明確にした上で、都道府県に示す必要がある。
意見・要望等	<p>指定訪問介護事業者は、運営規程に訪問介護者の従業者数を記載しているが、同事業者においては従業者の退職、再雇用が頻繁にあるため、人数が変更になった都度、運営規程を変更し届け出なければならない。運営規程の変更のためには、理事会の承認を得なければならない、大きな事務負担となっているため、当該届出を省略してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(訪問介護事業者)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅運営基準」という。）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>訪問介護に係る指定居宅サービス事業者（注）の指定を受けようとする者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、申請書のほかに、申請者の定款、登記事項証明書、事業所の平面図、運営規程など関係書類を添付し、都道府県知事に提出しなければならない（介護保険法第70条及び介護保険法施行規則第114条）。</p> <p>（注）指定居宅サービス事業者とは、都道府県知事の指定を受けて訪問介護、訪問看護などの居宅サービスを行う事業者。</p> <p>このうち、運営規程については、指定訪問介護事業者は、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間等事業の運営に関する重要事項を定めなければならない（指定居宅運営基準第29条）。</p> <p>さらに、当該申請書の記載事項や運営規程などの提出書類に変更があったときは、当該変更に係る事項について都道府県知事に届け出なければならない（介護保険法施行規則第131条）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>運営規程について変更があったときは、介護保険法施行規則により、当該変更に係る事項について都道府県知事に届け出なければならないこととされているものの、運営規程の従業者の員数の変更については、平成11年4月20日開催の全国介護保険担当課長会議資</p>

料（以下「課長会議資料」という。）において、表1のとおり、運営規程の従業者の員数の変更の届出は1年のうち一定の時期に行うことで足りるものとするとの見解が示されている。

表1 運営規程の変更届に係る全国介護保険担当課長会議資料（平成11年4月20日開催）（抜粋）

1 指定事業者等の指定に係る留意事項等について

1～6 略

7 運営規程の変更の届出の取扱いについて

(1) 従業者の職種、員数及び職務の内容

指定居宅サービス事業者が運営規程の内容を変更した場合には、施行規則第131条各号の規定により、都道府県知事に届け出ることとなっているが、運営規程の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期（どの時期がいいかは各都道府県の判断事項）に行うことで足りるものとする。

（要するに、例えば毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、事業者は、前年の3月と比較して変更している事項について届出を行うこととなり、仮に前年の3月からの1年の間に2回以上の変更があったとしても、届出は年1回ということとなる。）

- (注) 1 下線は当省が付した。
2 当省の調査結果による。

厚生労働省では、従業者の員数等は、細かく見れば日々変わり得るものであることから、課長会議資料において、何をもって運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容の変更」とするかという解釈を示したものであるとしているが、結果として介護保険法施行規則第131条の変更の解釈にも影響を及ぼすものとなっている。

しかし、課長会議資料では、「要するに、例えば毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、事業者は、前年の3月と比較して変更している事項について届出を行うこととなり、仮に前年の3月からの1年の間に2回以上の変更があったとしても、届出は年1回ということとなる。」としているが、この「変更があったとしても」という部分が、運営規程の変更を伴わない日々の変動なのか、運営規程の変更なのかははっきりしていないなど、十分趣旨が伝わるものになっていない。

このため、今回、調査した6都道府県における従業者の員数の変更に係る運営規程の届出の取扱いについては、表2のとおり、3都道府県では年1回届出、1都道府県では人員基準を満たさなくなる場合を除き届出不要、2都道府県は変更の都度届出を行わせており、課長会議資料の趣旨が十分に伝わっていないおそれがある。

表2 従業員の員数変更時の運営規程の変更の届出方法

届出の頻度	都道府県数	経緯・概要等
変更の都度	2	変更の都度届出
年1回	2	事業者の事務手続を簡素化するため、運用上の特例として、年1回の届出としている。
	1	厚生労働省の全国介護保険担当課長会議資料の内容に基づき年1回の届出としている。
不要	1	2万の事業者の変更届出を受け付ける負担が大きいことなどから、従業員の員数が指定居宅運営基準における人員基準(常勤換算2.5人以上)を満たさなくなる場合を除き届出不要としている。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した2訪問介護事業者の中には、運営規程の変更については、理事会の承認が必要であり、その際に役員との調整事務や改正事項の整理事務などが生じているとしている。

厚生労働省が示した課長会議資料等を踏まえ、1都道府県で人員基準を満たさなくなる場合を除き届出不要としているが、この取扱いについて、当該都道府県では、運営規程の員数に注書きで「業務の状況により、増員することができる」と記載する例を示し、員数に変動があったとしても対応できるようにしている。また、都道府県によっては、員数を「〇人以上」とする例を示しているところもあった。

このように、課長会議資料では、運営規程のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の解釈が明確とはなっていない。

(参考)

表3 指定居宅サービス事業者数の推移

区 分	平成23年度	24年度	25年度
指定居宅サービス事業者数	119,305	127,497	136,196
訪問介護事業者数	28,163	29,614	31,205

(注) 1 厚生労働省老健局の資料に基づき当省が作成した。
2 数値は各年度の10月時点である。